

熊本県産業技術センター依頼試験・分析要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県手数料条例(平成12年3月23日条例第9号)及び熊本県産業技術センター処務規定(昭和31年6月1日訓令第1248号)に基づき、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)が依頼を受けて実施する分析、試験又は設計(以下「依頼試験・分析等」という。)に関し必要な事項について定めるものとする。

(依頼試験・分析等の申請手続)

第2条 センターに試験・分析等を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、受付票(別記様式1)に現品を添えて、センター所長(以下「所長」という。)に申請しなければならない。

2 依頼者は、英文による成績書を希望する場合は、受付票にその旨を記載し申請しなければならない。

(試験等の依頼の拒否等)

第3条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の規定による申請に応じない。

- (1) 試験、分析等に係る現品又は材料等の取扱いが、関係法令、条例等の法律や基準に違反するおそれがあるとき。
 - (2) 依頼者が、偽りその他不正な行為により依頼を行ったとき。
 - (3) 依頼者が暴力団関係者(暴力団員(熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団と密接な関係を有するもの(同条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係をいう。)であるとき。
 - (4) 依頼試験・分析等により、分析担当者又は分析機器等に被害を生じさせるおそれがあるとき、又は業務上支障となるおそれがあるとき。
 - (5) 試験、分析等を行う必要がないと認めるとき、又は試験、分析等を行うことができないとき。
- 2 所長は、依頼試験・分析等開始後、第1項の規程に該当することが明らかになった場合には、分析、試験等を中止することができる。

(現品の返還等)

第4条 依頼試験・分析等に係る現品又は材料等は、次の場合を除くほか返還しない。

- (1) 依頼者が、受付票に返還を求める旨を記載し、かつ、所長が返還を適当と認めるとき。
 - (2) 前条の規定により分析、試験等の依頼に応じないとき。
- 2 分析、試験等の依頼に係る現品、材料又は試料の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。
- 3 県は依頼試験・分析等による現品の滅失又は毀損に対しては、賠償の責めを負わない。

(手数料)

第5条 依頼者は、第2条に規定する申込みの際、熊本県手数料条例(平成12年3月23日条例第9号)に規定する手数料を収入証紙で納入しなければならない。

(試験成績書の発行)

第6条 所長は、試験又は分析等が終了したとき、試験成績書(別記様式2)を依頼者に交付するものとする。ただし、第2条第2項により英文の試験成績書の希望があったときは別記様式3に定める試験成績書を依頼者に交付するものとする。

2 依頼者が試験成績書の交付を希望しない場合はこの限りではない。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、依頼試験・分析等に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要項は、平成27年3月12日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

依頼試験受付票

受付番号 第 号

収入証紙貼付用紙



備考

合計金額(%対象) 円
内消費税 円

会社及び役員等は、暴力団等反社会勢力に該当しないことを表明します。

試験成績書

試験名

試験担当者

依頼者(会社または氏名)

供試物件

試験方法

さきに依頼された上記供試物の試験結果は、下記のとおりです。

記

年 月 日

熊本県産業技術センター

所長

(The date of acceptance: year/month/day)

試験成績書

Test Report

試験名 Category of Test

試験担当者 Testing Technologist(Engineer)

依頼者(会社または氏名) Applicant (Company or Individual)

.....
供試物件 Sample name

試験方法 Test method

さきに依頼された上記供試物の試験結果は、下記のとおりです。

The test result(s) of the sample is (are) as follows.

年 月 日

(The date of issue: year/month/day)

/ /

熊本県産業技術センター

Kumamoto Industrial Research Center

所長 Director General